



福県医発第 214 号（総）  
令和 3 年 4 月 19 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会  
会 長 松 田 峻一良  
（公印省略）

「医師資格証」の日本医師会全会員への発行について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、医師資格証の発行にあたっては事前審査及び普及促進等についてご協力ご高配賜り御礼申し上げます。

標記の件については、既に日本医師会から直接連絡のことと存じますが、このたび日本医師会において、「医師資格証」の取得について、日本医師会全会員に保有いただく方針が決定されました。

本会では、既に本会会員の発行・更新に係る費用については本会にて負担する取り組みを実施しておりましたが、今後は、日本医師会会員については、医師資格証に関する費用は無料となり、日本医師会非会員に対する年会費の無料化も決定されております。日本医師会非会員の更新費用は発生しますが、本会の会員であれば引き続き本会にて負担いたします。

また、日本医師会では令和 4 年以降の新規医師免許取得者に対する無料発行や、国・厚生労働省への働きかけを実施するほか、代議員会の受付管理、主催する各種研修会・講習会の受付や、令和 3 年 6 月に設置予定のセキュリティーゲートの通行証に用いるなど、日本医師会館での利用が必須とするなどの取り組みが実施される予定となっておりますので、併せてご承知おきください。

本会といたしましては、これまでも全会員取得に向けてさまざまな取り組みを実施してまいりましたが、引き続き、全会員への取得促進を図ってまいりますので、貴会におかれましても、医師資格証の取得に関する会員への更なる広報等についてご高配賜りますようお願い申し上げます。

---

小郡三井医師会より

個人情報保護担当理事 橋本朋也  
会長 島田昇二郎

日医発第 41 号(情シ 2)

令和 3 年 4 月 12 日

都道府県医師会会長殿

日 本 医 師 会 会 長

中 川 俊 男

(公 印 省 略)

「医師資格証」の日本医師会全会員への発行について

日頃より本会の会務運営に際しまして、一方ならぬご高配を賜り、深く感謝申し上げます。

ご案内の通り、これまで日本医師会では、取得を希望する会員に「医師資格証」を発行してまいりましたが、このたび、第 37 回常任理事会（令和 3 年 3 月 30 日）において、希望による取得ではなく、日本医師会の全会員に保有いただく方針を決定いたしました。これに伴い、医師資格証を初回発行時だけでなく、更新費用も含めて無料とし、既存の日本医師会会員証は順次廃止いたします。（別添資料「医師資格証の全会員への発行に係る計画について」）。

また、医師資格証の更なる普及促進策として、日本医師会非会員に対する年間利用料の無料化、令和 4 年以降の新規医師免許取得者に対する無料発行も実施することとなりました。

これら医師資格証の発行・利用・更新に関する費用につきましては、令和 3 年 4 月 1 日申請分より別紙の通り変更を行いますので、ご承知おきの程、よろしくお願い申し上げます。

加えて、今後、日本医師会においては、代議員会の受付管理に加え、主催する各種研修会・講習会の受付や、令和 3 年 6 月に設置予定のセキュリティゲートの通行証に用いるなど、日本医師会館での利用を必須といたしますので、併せてご承知おきください。

全会員への発行の具体的な方策やご依頼事項等につきましては、改めてご案内いたしますが、順次、医師資格の発行を進めて参りますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、郡市区医師会にも同様の文書をお送りする事を申し添えます。

## 【医師資格証発行・利用・更新に関する費用】

## ◆ 日本医師会会員

|            | 令和 3 年 4 月 1 日以降 | 従来            |
|------------|------------------|---------------|
| 発行事務手数料    | 無料               |               |
| 年間利用料      | 無料               |               |
| 更新発行*事務手数料 | 無料               | ← 5,500 円(税込) |

## ◆ 日本医師会非会員

|           | 令和 3 年 4 月 1 日以降 | 従来            |
|-----------|------------------|---------------|
| 発行事務手数料   | 5,500 円(税込)      |               |
| 年間利用料**   | 無料               | ← 6,600 円(税込) |
| 更新発行事務手数料 | 5,500 円(税込)      |               |

\* 有効期限である 5 年間を経過すると更新発行が必要

\*\* 既保有者の年間利用料は 4 月請求分より無料化

## ◆ 令和 4 年以降の新規医師免許取得者

会員・非会員を問わず、初回発行時の事務手数料無料

※ 医師資格証発行にご協力いただいている各医師会の LRA 本審査責任者様には、後日改めて医師資格証の更新手数料無料化等に関するご連絡を差し上げます。

## 医師資格証の全会員への発行に係る計画について

2021 年 3 月 30 日  
常任理事会（第 37 回）抜粋

### 【基本方針】

これまでの任意保有による普及ではなく、「日本医師会会員」の証明として医師資格証を更新費用も含めて無料で発行し、全会員に保有してもらう。これに伴い日本医師会会員証は廃止する。また、新規医師免許取得者にも無料で発行する。

### 【方針に則った実施事項】

#### ・ 日本医師会館での利用を必須とする

代議員会の受付管理に加え、研修会の受付、今後設置するセキュリティーゲートの通行証に用いる。

※ 代議員会の受付管理及びセキュリティーゲートは、本年 6 月の代議員から開始。

研修会の受付は、現在、プロジェクトチームが準備を進めている Web 研修システムとも連携。【別紙 1-1 及び 1-2：会内委員会委員への取得依頼通知案】

#### ・ 都道府県医師会での利用促進

研修会の受付等で、日本医師会の実施事項と同様の対応を順次求めて行く。

#### ・ 非会員への普及促進（入会へのきっかけ作り）

年間利用料を無料として、非会員への普及にも努めることで日本医師会との接点を作り、入会を促す。ただし、会員との差別化は必要なため、初回発行時と 5 年毎の更新時の発行費用 5,000 円はこれまで通り徴収する。

#### ・ 国・厚生労働省への強い働きかけ（医師総数の約 3 分の 2 が保有することを根拠に）

- 国のデジタル化の推進の観点から、医師の署名押印が必要な書類に関しては、全て医師資格証（HPKI）を利用するよう働きかける。（例：電子的な死亡診断書、主治医意見書、電子処方箋の電子署名など）
- 厚生労働省ガイドライン等で医師資格証の利用を必須とさせる。（例：オンライン診療時の画面提示）
- 医療分野の ICT の基盤となることから、厚生労働省に対して発行に係る費用補助を要請する。
- 医師免許証は現行のままとしつつ、携帯する場合に医師資格証の提示でも医師の資格証明となるように求める。（将来的には法律による位置付けの明確化も含む）

## 【進め方】

### ① 発行計画

会員の誕生月別の分布を見ると、以下の通り月毎に約 14,500 人とほぼ均等に分布していることから、原則として誕生月に医師資格証が届くように発行計画を立てる。これにより、月毎の発行業務を平準化する。また、有効期限も 5 年後（5 回目）の誕生日として、運転免許証と同じように、更新の時期を会員に分かりやすくする。

誕生月別の会員数分布（合計 172,501 人、2021 年 1 月 26 日）

| 1 月      | 2 月      | 3 月      | 4 月      |
|----------|----------|----------|----------|
| 16,799 人 | 14,055 人 | 14,539 人 | 14,819 人 |

| 5 月      | 6 月      | 7 月      | 8 月      |
|----------|----------|----------|----------|
| 14,021 人 | 13,239 人 | 14,617 人 | 14,752 人 |

| 9 月      | 10 月     | 11 月     | 12 月     |
|----------|----------|----------|----------|
| 14,537 人 | 14,329 人 | 13,329 人 | 13,474 人 |

### ② 事前確認のための検証事業の実施

誕生月毎に発行するとしても、発行には「申請書（顔写真貼付）・住民票・医師免許証のコピー・運転免許証等の顔写真付き身分証明書のコピー」が必要となること、そのため会員の申請の負担を軽減する方策が必要なこと、会員の情報収集や受け渡しに地域医師会の協力が必要なこと、発行数が増えることで発行業務がこれまで通り滞りなく行えるか内部人員体制・強化のあり方などを検証するため、数か所の都道府県医師会で実証的な位置付けとして、管内の全会員に向けた発行を行う。

そのため、まずは通知で依頼をして、積極的に協力してもらえる医師会に手上げをしてもらい進める。通知は 4 月早々に発出の上、参加医師会と準備・調整を行い 6 月からは発行を開始する。期間は最長 1 年間とするが、順調に検証が進めば前倒しで全国に展開をして行く。【別紙 2：検証事業協力依頼通知案】

### ③ その他

都道府県や郡市区によっては、地域医療連携システムで利用したり、行政とのやり取り（電子的な主治医意見書等）で活用する地域もあることから、それらの地域に関しては、事前確認のための発行とは別枠で個別に対応して行く。

## 全会員への医師資格証発行に向けたスケジュール(2021年度)

|      |            | 令和3年度(2021年度)                                                                                                        |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |
|------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
|      |            | 4月                                                                                                                   | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 実施事項 | 代議員会<br>受付 | <div>取得督促</div> <div>残り49名(3/26時点)</div> <div>全代議員への発行完了</div> <div>6月27日</div> <div>代議員会での受付開始</div>                |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |
|      | 入館ゲート      | <div>△ 会内委員<br/>取得依頼通知</div> <div>委員会委員への取得督促。(委員会開催時にも未取得者に取得を依頼する)</div> <div>△ ゲート設置完了</div> <div>入館ゲート運用開始</div> |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |
|      | 事前検証<br>事業 | <div>△ 検証事業協力<br/>依頼通知発出</div> <div>準備・打合せ</div> <div>発行計画方式の発行開始</div> <div>※随時、参加希望医師会を追加</div>                    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |
|      | その他        | ※日本医師会員の発行費および更新費用を無料化<br>※非会員の年間利用料廃止、発行費用5,000円徴収                                                                  |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |



日医発第 42 号(情シ 3)

令和 3 年 4 月 12 日

郡市区医師会会長殿

日 本 医 師 会 会 長

中 川 俊 男

(公 印 省 略)

### 「医師資格証」の日本医師会全会員への発行について

日頃より本会の会務運営に際しまして、一方ならぬご高配を賜り、深く感謝申し上げます。

ご案内の通り、これまで日本医師会では、取得を希望する会員に「医師資格証」を発行してまいりましたが、このたび、第 37 回常任理事会（令和 3 年 3 月 30 日）において、希望による取得ではなく、日本医師会の全会員に保有いただく方針を決定いたしました。これに伴い、医師資格証を初回発行時だけでなく、更新費用も含めて無料とし、既存の日本医師会会員証は順次廃止いたします。（別添資料「医師資格証の全会員への発行に係る計画について」）。

また、医師資格証の更なる普及促進策として、日本医師会非会員に対する年間利用料の無料化、令和 4 年以降の新規医師免許取得者に対する無料発行も実施することとなりました。

これら医師資格証の発行・利用・更新に関する費用につきましては、令和 3 年 4 月 1 日申請分より別紙の通り変更を行いますので、ご承知おきの程、よろしくお願い申し上げます。

加えて、今後、日本医師会においては、代議員会の受付管理に加え、主催する各種研修会・講習会の受付や、令和 3 年 6 月に設置予定のセキュリティゲートの通行証に用いるなど、日本医師会館での利用を必須といたしますので、併せてご承知おきください。

全会員への発行の具体的な方策やご依頼事項等につきましては、改めてご案内いたしますが、順次、医師資格の発行を進めて参りますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、都道府県医師会にも同様の文書をお送りいたしました事を申し添えます。